



令和7年度



# 行橋市保育施設等利用のご案内

【現在、保育所などの保育施設を利用している方】

保育所など（認可保育所、認定こども園保育認定部分、小規模保育事業所）に在園することの保護者について、保育の必要性の事由（就労状況など）の確認や、次年度の利用意思を確認するため、以下の書類の提出をお願いします。（各施設の提出期限までに）

なお、書類の不足、書類内容の虚偽、申請書の未提出などにより継続入所できない場合がありますので、ご注意ください。保護者の方の次年度の申請内容（継続、転園、退所）により、提出いただく書類や提出先が異なりますので、以下の内容を確認のうえお手続きください。

申請の内容	継続	転園	退所		
			施設を退所	保育から教育 (2号、3号⇒1号)	
	引き続き現在入所中の施設の利用を希望する方	次年度から転園（現在の入所施設とは別の保育所等の利用）を希望する方 ※小規模保育事業所の卒園児も含む	行橋市外に転出や幼稚園に通うなどの予定があり、令和3年度中に保育所等を退所する方 ※小規模保育事業所の卒園児も含む	次年度から同施設の保育認定から教育認定に変更する方	
書類の提出先	現在入所中の施設 (市外園については市子ども支援課子ども未来係)	市子ども支援課 子ども未来係	現在入所中の施設	現在入所中の施設	
（提出いただく書類） △書類 必要に応じて	子どものための教育・保育給付認定申請書兼保育利用申込書（2号・3号用）	○	○	—	—
	子どものための教育・保育給付認定申請書兼保育利用申込書（1号用）	—	—	—	○
	保育が必要なことを証明する書類	○	○	—	—
	保育園等申込に関する重要事項確認書	○	○	—	—
	保育料の算定に必要な書類	△	△	—	△
	退所届	—	△	○	○

## 《留意事項》

- 提出いただく書類に関する詳細な内容は、次ページの【必要書類等】欄をご確認ください。
- 申請書提出後に状況が変わった場合は、必ず市および園にご連絡ください。  
 ※例 ■「継続」としていたが、行橋市外に転出が決まって「退所」することになった  
 ■「継続」としていたが、行橋市内で転居することになり「転園」したい  
 手続きが遅くなると、対応ができない場合がありますので、ご注意ください。
- 申請の時期以外に変更があった場合は、その都度、変更申請の手続きが必要です。
- 継続利用が不可能な場合のみ通知します。

# 1. 必要書類等

下記の口にチェックして、準備してください。

申請書の  
ダウンロード・記載例は  
こちらをご覧ください。



	必要書類	備考
<input type="checkbox"/>	子どものための教育・保育給付認定申請書兼 保育利用申込書（2号、3号用）	入所希望する <b>お子さん1名につき1枚</b> 必要です。
<input type="checkbox"/>	保育が必要なことを証明する書類 （下表参照）	・保護者全員分（父・母等）※兄弟姉妹2人以上お申込み の場合、下記書類は1組で構いません。
<input type="checkbox"/>	保育園等申込に関する重要事項確認書	※兄弟姉妹2人以上お申込みの場合、1枚で構いません。
<input type="checkbox"/>	退園届	退園する方のみ必要です

保育が必要なことを証明する書類	事由	必要書類
	●就労 ・育児休業	①保育を必要とする証明書（就労証明書） ※「育児休業」は、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」に基づく休業をいいますので、自営業の事業主の方に育児休業は、原則認められません。
	●自営業	①就労証明書 ②確定申告書の写し（開業初年度は開業届） ※法人代表者は就労証明書のみ
	●妊娠・出産	①申立書 ②母子手帳の写し、または妊娠健康診査受診券の写し（母の氏名及び出産予定日の記載があるページ等）
	●疾病・障がい ●介護・看護	①申立書 ②医師の診断書、身体障害者手帳、療育手帳、精神福祉障害者保健福祉手帳等の写し ※申立書裏面の「医療機関診断書欄」に医療機関による記載がある場合は診断書の添付は不要です。
	●求職活動	誓約書兼求職活動報告書
	●就学	申立書 在学証明書やカリキュラム等（在籍期間及び受講期間の記載）
	●その他	状況を証明するもの

## 【該当する方のみ提出していただく書類】

確認時点	提出が必要な方	必要書類
令和7年4月1日現在	入園児童の兄弟が児童福祉施設等（※） に在園している場合	兄弟の児童福祉施設等の在園証明書

※該当となる施設：児童発達支援センター（ゆくはしみらい、大地の子、恵光園こどもの家）

上記の書類以外にも、場合により新たな書類の提出をお願いすることがあります。

書類は**各施設が定める期限までに**提出してください。

なお、在園児の兄弟姉妹でも、新たに保育所などへの入所を希望する場合は、市に申請書の提出が必要です。

1次申込締切は、**令和6年11月22日（金）** ですのでご注意ください。

## 2. 保育の必要性の認定について

保育の認定要件は、本市に住所を有し、かつ、保護者のいずれもが、下表「保育を必要とする事由」の①～⑩のいずれかに該当し、お子さんを家庭で保育できない場合です。

※保育施設は、保護者のいずれもが家庭で保育できない場合に、保護者に代わりお子さんを保育する施設です。

**小学生の入学準備としての幼児教育の場とするため、集団生活の体験の場とするため、**

**下のお子さんの育児のため**等の理由で保育施設等を利用することはできません。

保育を必要とする事由		保護者の状況	支給認定の期間 (入園できる期間)
①	就労	月48時間以上就労 ※1	就労が継続している期間 (育児休業中は除く)
②	妊娠・ 出産	妊娠中であるか、または出産後間がない状態	出産予定日の2か月前にあたる日の月の初日から 出産後3か月を経過する日の月末まで
③	疾病・ 障がい	保護者が疾病で入通院している場合や障がいがある場合	疾病等が回復するまで 入院・療養を要しなくなる月の月末まで (最長年度末まで)
④	介護・ 看護	同居、又は長期入院等している親族(就園児を除く)の介護・看護が常時必要である場合(月48時間以上)	介護・看護の必要がなくなるまで (最長年度末まで)
⑤	災害 復旧	震災・風水害・火災・その他の災害の復旧にあたっている場合	災害の復旧が終了する月の末日まで (最長年度末まで)
⑥	求職 活動	就労する意思があり、求職活動や起業準備に専念している場合	3カ月間 ※2
⑦	就学	保護者が学校に通っている場合や、ハローワーク等が実施する職業訓練を受けている場合(月48時間以上)	在学・訓練期間中 (就学又は技能習得等の予定期間が満了する月の末日まで)
⑧	虐待・ DV	児童虐待・DVを防止するために必要な場合	必要と認められる期間
⑨	育児 休業	育児休業を取得中に、すでに保育を利用している子どもがいて継続利用が必要である場合	必要と認められる期間 (最長年度末まで) ※3
⑩	その他	上記以外で保育を必要とする事情がある場合	必要と認められる期間

※1 48時間以上の就労で短時間、120時間以上の就労で標準時間の認定を受けることができます。

月の途中から就労する場合は、就労開始月内で48時間以上の就労があるか、15日までに就労を開始する必要があります。(現在、120時間未満の就労で標準時間の認定を受けていても、新年度用に提出された保育を必要とする証明書によって短時間の区分に変わることがあります。)

※2 1度の求職認定での期間は最長3カ月です。延長はできません。認定期間終了までに就職先が決まっていない場合、翌月より認定することはできません。ただし、1度就労しその後再び求職認定を受ける事も可能です。

1年間に求職認定を取得できる期間は、6カ月までです。

(例) 求職認定①(4～6月)  
⇒就労認定(7～8月)  
⇒求職認定②(9～11月)  
①+②=6カ月

※3 上の子が在園中に下の子が生まれ、育児休業を取得した場合、上の子の在籍は下の子が満1歳を迎える前月までとなります。

ただし、下の子の入所申請後入所ができなかった場合、上の子は年度末まで在籍が可能です。また、下の子が4月生まれで復職が5月15日までの場合は、上の子は続けて在籍が可能です。

### 3. 教育・保育給付認定の区分について

#### (1) 教育・保育給付認定の区分

支給認定は、子どもの年齢や保育の必要性に応じて、3つの区分に分けられており、支給認定区分によって利用できる施設が決まります。

##### <認定区分>

区分	対象となる子ども(小学校就学前)	利用施設
1号認定 【教育標準時間認定】	満3歳以上で教育を希望する子ども	幼稚園 認定こども園
2号認定 【満3歳以上・保育認定】	満3歳以上で保護者の就労または疾病、その他の事由により家庭において必要な保育を受けることが困難な子ども	保育園 認定こども園
3号認定 【満3歳未満・保育認定】	満3歳未満で保護者の就労または疾病、その他の事由により家庭において必要な保育を受けることが困難な子ども	保育園 認定こども園 地域型保育事業

・子どもが満3歳に到達した時点で、3号認定から2号認定に切り替わります。手続きの必要はありません。  
・認定区分が3号から2号に切り替わった場合でも、その年度中は3号認定の利用者負担額を適用します。

#### (2) 保育の必要量について

保育を必要とする2号認定・3号認定については、さらに「保育の必要量」として、保護者の就労状況に応じて「保育**標準時間**（最大11時間）」と「保育**短時間**（最大8時間）」のいずれかとなります。

保育を必要とする事由		標準時間・短時間の別	備考
①	就労	<b>標準時間</b> 又は <b>短時間</b>	<b>標準時間</b> ：原則月120時間以上（主にフルタイム勤務を想定）※1 <b>短時間</b> ：原則月48時間以上120時間未満の就労（主に扶養内のパートタイム勤務を想定）※2 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;">                     ※1《目安》1日6時間×週5日×4週=120時間（休憩時間を含む）                      ※2《目安》1日4時間×週3日×4週=48時間（休憩時間を含む）                 </div>
②	妊娠・出産	<b>標準時間</b>	
③	疾病・障がい	<b>標準時間</b> 又は <b>短時間</b>	疾病や障がいの程度、入通院状況等に応じて個別に判断
④	介護・看護	<b>標準時間</b> 又は <b>短時間</b>	常時介護・看護に要する時間（月48時間以上）に応じて、月120時間を境に判断
⑤	災害復旧	原則、 <b>標準時間</b>	保護者から申請があった場合は短時間も可
⑥	求職活動	<b>短時間</b>	
⑦	就学	<b>標準時間</b> 又は <b>短時間</b>	就学に要する時間（月48時間以上）に応じて個別に判断（通信は月48時間として算定し、短時間）
⑧	虐待・DV	原則、 <b>標準時間</b>	保護者から申請があった場合は短時間も可
⑨	育児休業	<b>短時間</b>	
⑩	その他	<b>標準時間</b> 又は <b>短時間</b>	状況に応じて個別に判断

○お子さんの送迎について常時親族の協力を得られる場合などは、保育標準時間の認定を受けられる方も保育短時間を希望することは可能です（②妊娠・出産を除く）。

ただし1日あたりの保育利用時間を超えて利用した場合には、別途利用料金が発生します。

延長料金等については、園ごとに料金設定が異なりますので、必ず園の重要事項説明書をご確認ください。

#### 4. 保育園等申込に関する重要事項確認書

下記確認事項を全て確認し、同意の上、申請してください。

1. 申込前に「行橋市保育施設等利用のご案内」を読み、内容を理解しました。
2. 入園申込に必要な書類をすべて揃えて提出します。記載内容に虚偽はありません。
3. 保育が必要な事由に該当することを確認し、入園申込をしました。
4. 申込後に、仕事や家族構成（婚姻、離婚、祖父母との同居等）その他申込内容に変更があった場合は、速やかに市子ども支援課へ必要な書類を提出します。その場合、翌月からの変更となります。
5. 提出書類の内容等について、電話や訪問などにより保護者や勤務先等へ確認することがあります。
6. 内定または入園決定後に申込内容に変更があったことが判明した場合は、内定や入園決定が取消しになる場合があります。申込内容に虚偽があった場合も同様です。
7. 申込後に保育の必要がなくなった場合や幼稚園・届出保育施設等に入園が決まった場合で、今後、保育園の入所を希望しないときは、速やかに市子ども支援課へ連絡し、取下げ届を提出してください。
8. 提出いただいた書類で保護者の状況がわからない場合、追加の書類を求めることがあります。
9. 申込書の有効期限は、入園を希望する月の属する年度の末日までです。（ただし、求職、出産、就学等の場合は、認定の有効期限を限度とします。）翌年度4月以降の入園を引き続き希望する場合は、再度申込みが必要です。また、市外へ転出される方が市内の保育園を継続して利用できるのは、転出した年度の3月末までです。
10. 保育が必要な事由に該当しなくなった場合は、退園となります。退園する月末の1週間前までに、退園届を市子ども支援課へ提出してください。
11. 1度の「求職」認定での在園期間は3か月以内です。この期間中に就労し、勤務証明書等の提出がない場合は、退園となります。就労した後、再度「求職」となった場合等、「求職」を認定できるのは、1年度間に合計して最大で6か月です。
12. 「出産」を認定事由とした在園期間は、出産予定月の2か月前から出産予定月の3か月の月末までです。（実際の出産月は基準にはなりません）
13. 月の途中から就労する場合には、就労開始月内で48時間以上の就労があるか、就労開始月の15日までに就労を開始することが必要です。
14. 育児休業から職場復帰する場合は、復帰月から就労の認定とします。ただし、入所希望月の翌月の15日までに復職する場合に限り、復職する月の前月を入園希望月（慣らし保育）にすることができます。
15. 上の子が在園中に下の子が生まれ、育児休業を取得した場合、上の子の在籍は、下の子が満1歳を迎える前月末までとなります。ただし、下の子の入所申請後、入所ができなかった場合は、上の子は年度末まで在籍が可能です。また、下の子が0歳児クラスかつ4月生まれで復職が5月15日までの場合は、上の子は続けて在籍が可能です。
16. 「就学」を認定事由とした在園期間は、卒業・修了までの期間です。なお、通信制の場合は保育短時間となります。
17. 保育の必要量については、標準時間と保育短時間があり、基本的に扶養内で就労する場合は保育短時間となります。また、就労時間に変更がある場合には、保育の必要量が変わる可能性がありますので、変更がある前月の20日までに市子ども支援課に届出をしてください。
18. 各保育施設により、職員体制や保育の対応は異なります。お子さんの状況（疾病や障がい、アレルギー、発育や発達状況など）によっては、1次調整（書類審査）で利用可能となった場合でも、2次調整（内定園での面談や健康診断）において保育が困難と判断され、利用不可となる場合があります。
19. 保育料決定に必要な住民税に関する資料の提出もしくは申告を市が指定する期限までにしなかった場合は、保育料が最高階層で決定されます。
20. 保育料等は、必ず毎月指定された期日までに支払います。保育料は1か月単位です。月の途中で退園した場合でも、1か月分の保育料がかかります。
21. 保育料の納付は、特別な理由がない限り口座引き落としにて納付します。
22. 保育料を滞納したときは、児童手当を窓口払いにし、全額保育料に充当することに同意します。また、滞納処分（差押え等）されても異議はありません。
23. 5月以降の随時入園の内定連絡は、入園月の前月の中旬以降に電話で連絡します。
24. 保留通知は、年度中有効なものなので、入所希望月（初回のみ）の発行となります。再発行も不可です。
25. 認定された時間（保育標準時間・保育短時間）は、最大利用可能時間であり、施設での実際の保育時間ではありません。実際の保育時間は、ご家庭の状況に応じて、利用開始後に入園が決定した施設が決定します。
26. 1か月以上登園がない場合、原則として退園となります。ただし、保護者の里帰り出産による休みの場合は、3か月以内であれば特例として登園しないことを認めますが、保育料は減額とはなりません。また、その場合は園への申告は必要となります。
27. 保育園を遅刻する場合や欠席する場合は、必ず園の決められた時間までに保護者の方から連絡してください。
28. 提出された書類は返却できません。必要な場合は、ご自身で事前にコピー等を済ませた上で提出してください。
29. 申請書類に不備があった場合、申請・入園・在園が無効・取り消しとなることを理解し、申請します。

## 5.利用者負担額（保育料）

### （１）利用者負担額（保育料）について

3～5歳児クラスの児童、及び市民税非課税世帯の0～2歳児クラスの児童の利用者負担額は、令和元年10月から無償化の対象です（副食費は原則、教材費等は無償化の対象外です）。

#### 保育無償化について

保育所・認定こども園保育園部	非課税世帯の0～2歳児	全額無償化 (保育標準時間)
認定こども園幼稚園部	3～5歳児	
認定こども園幼稚園部の預かり保育		

○上記以外の児童の利用者負担額は、お子さんの認定区分（※1）や保育の必要量、世帯の市民税所得割額等に応じた段階的な料金設定になります。原則として、父母等の市民税額を算定の基礎とします。

（※1）年齢が満3歳に到達したことに伴い、認定区分が3号から2号に切り替わった場合でも、**その年度中は3号認定の利用者の負担額を適用します。**

○市民税については、税額控除（住宅借入金等特別控除、寄付金税額控除等）の適用を受ける前の「市民税所得割額」を用います。

○祖父母がお子さんやその父母を税法上の扶養親族にしている場合や、父母が非課税の場合は、お子さんと同居する祖父母のいずれか収入が高い方の市民税額で算定します。

○事実婚相手と住民票が同一の場合、事実婚相手の市民税も合算の上で算定します。

○市民税が未申告の場合や、課税証明書またはマイナンバーのわかるものの提出がない場合は、**利用者負担額は最高階層となります。**収入の無い方も必ず市民税の申告をしてください。

○利用者負担額は毎年9月に見直しを行います。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
前年度市民税額に基づく保育料						当年度市民税額に基づく保育料					

### 利用者負担額表（保育料） 保育園・認定こども園保育園部・小規模保育施設（2号・3号）

市階層区分		利用者負担額（月額）			
階層区分	定義	3歳未満（3号）		3歳以上（2号）	
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
1	生活保護世帯	0	0	<b>保育無償化対象</b> ※保育料の無償化にあたるのは、4月1日時点で3歳以上の園児となります。	
2	市町村民税非課税世帯	保育無償化の対象です			
3	均等割の額のみ（所得割の額のない世帯）	13,700	13,500		
4	所得割額 48,600円未満	16,100	15,800		
5	48,600円以上 72,800円未満	24,500	24,100		
6	72,800円以上 97,000円未満	28,200	27,800		
7	97,000円以上 133,000円未満	35,600	35,100		
8	133,000円以上 169,000円未満	43,000	42,400		
9	169,000円以上 301,000円未満	50,000	49,300		
10	301,000円以上	59,000	58,200		

## きょうだい多子軽減について

市民税所得割課税額	区分	保育料
57,700 円未満	年齢にかかわらず、同一世帯の子どもの2人目	上記一覧表の半額
	年齢にかかわらず、同一世帯の子どもの3人目以降	0 円
57,700 円以上	小学校就学前の子どものうち上から2番目	上記一覧表の半額
	小学校就学前の子どものうち上から3番目以降	0 円

## ひとり親世帯等軽減について

市民税所得割課税額	区分	保育料
48,600 円未満	年齢にかかわらず、同一世帯の子どもの1人目	上記一覧表から 1,000 円を引いた額の半額
	年齢にかかわらず、同一世帯の子どもの2人目以降	0 円
48,600 円以上 77,101 円未満	年齢にかかわらず、同一世帯の子どもの1人目	上記一覧表の半額 (上限 9,000 円)
	年齢にかかわらず、同一世帯の子どもの2人目以降	0 円

◇ひとり親世帯等とは

○ひとり親家庭の場合（離婚協議、調停中の別居、事実婚は対象外です）

○入所児童とその児童と同居する人が身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの場合

○生活保護を受給している場合

## 副食費について

3 歳以上のお子さんについては、保育料は無償ですが、副食費の支払いが必要となります。支払い方法や金額等は各園で設定しておりますので、入所を希望される施設へ直接お問い合わせください。また、市町村民税所得割額やお子さんの人数によって副食費が免除されます。免除対象となる方には、通知でお知らせします。

市町村民税所得割額	区分	副食費
57,700 円未満	年齢にかかわらず同一世帯の子ども全員	免除
57,700 円以上	小学校就学前の子どもの上から 1 番目と 2 番目	各園が定める額
	小学校就学前の子どもの上から 3 番目	免除

### (3) その他注意事項

○ その月の「1日」に在籍されていれば、保育園の利用がなくても保育料は全額かかります。

○保育料を3ヶ月以上滞納されると、退所していただく場合もあります。

○保育料を督促しても正当な理由なく納付がない場合には、期限内に納付された方との公平性を保つため、法律の規定に基づく滞納処分として財産（給与、預金、不動産など）を差し押さえ、滞納保育料に充てることとなります。

○保育料の請求は、原則として保護者登録されている方宛に行います。しかし保育料の未納が続き、他の扶養義務者がいる場合は、その方に対して保育料の請求、督促及び滞納処分を行うこともあります。

○ 保育料を滞納すると督促手数料及び延滞金が発生します。

## 6. こんなときどうするの？

### ●支給認定証に記載されている「保育を必要とする事由」や「認定期間」が変わったとき

Q. 現在求職活動中で短時間保育の認定を受けています。フルタイムの仕事が決まり、標準時間保育の認定を受けたいのですが、何か手続きが必要ですか？

A. 手続きが必要です。

仕事が始まる月の前月の20日までに、就労証明書を、市子ども支援課子ども未来係まで提出してください。書類の提出が間に合わない場合は必ず前月の20日までに市にご連絡ください。

また、園にも必ず伝えてください。なお、認定の変更は、申請の翌月からの適用となります。

【例】11月1日からの就職が決定し、短時間から標準時間へ保育時間が変更する

10月20日までに勤務証明書を提出した場合

→11月1日から保育標準時間保育認定を受けることができます。

11月になってから市への連絡及び勤務証明書を提出した場合

→標準時間保育認定への適用は12月からとなり、11月中は短時間保育認定のままです。

園が設定している短時間保育の時間を超えて利用した場合は、別途延長料金が発生しますので、ご注意ください。

Q. 求職活動をしていましたが、仕事が決まらなかったらどうなりますか？

A. 保育を必要とする事由を求職とできる期間は**最長3ヵ月**です。

延長はできませんので、認定期間終了までに就職先が決まっていな方は原則退所となります。

求職活動の後、1ヵ月48時間を超える就労に就き、その後仕事を辞めた時は、求職の認定を再度受けることができます。

1年間に取得できる期間は**合計6ヶ月まで**です。倒産などやむを得ない場合はご相談ください。

Q. 就労先、勤務時間、就労の状況が変わる予定、退職した等の場合はどうしたらいいですか？

A. 変更がある月の前月の20日までに市役所への届出が必要です。

変更が決まっているが書類の提出が間に合わない場合は必ず市にご連絡ください。事前の連絡が無い場合は、変更は翌々月からとなります。

状況が変わる見込みがわかった時点で、市と園へ必ず連絡をお願いします。

Q. 引越しや結婚、離婚、弟妹の出生など、家庭の状況や住所が変わった時は手続きが必要ですか？

A. 手続きが必要です。

必要な書類などは変更事項によって異なりますので、市子ども支援課子ども未来係、及び、園へご連絡ください。家庭状況などの変更により、保育料が変更となる場合があります。

### ●退所する場合

Q. 都合により園を退所したい場合はどうしたらいいですか？

A. 退所は、原則月末日となります。(在籍月分まで保育料が発生します。) 早めに園に退所する旨を伝え、退園する月末の 1週間前までに市及び園に退所届を提出してください。

## ●休園について

Q.長期で欠席する場合、退園となりますか？

A.1か月以上の登園が無い場合は原則として退園となります。

ただし、保護者の里帰り出産による休みの場合は、3か月以内であれば特例として認めますが、保育料は減額とはなりません。休園の予定がわかった時点で、市及び園へ必ずご連絡ください。

## ●欠席期間中の保育料について

Q.病気のため2週間欠席したのですが、保育料は1か月分かかりますか？

A.欠席しても保育料は全額お支払いいただきます。

## ●転園について

Q.新年度からは、市内の別の保育園に転園したいのですができますか？

A.市に入所申請書などの必要書類を提出してください。

第1次申込の締切は、令和6年11月22日(金)、第2次締切は令和7年1月31日(金)です。第1次申込後、空きが出た場合のみ2次選考を行います。必ず入所先が決まるわけではありませんので、ご理解のうえお申込みください。(現在の園に必ず戻れるというわけではありません。)

## ●口座振替ができなかった場合

Q.残高不足により口座振替ができなかったのですが、どうしたらいいですか？

A. 後日送付する納付書での納入をお願いします。

私立保育園の保育料の口座振替は毎月25日振替です。振替日が金融機関の非営業日の場合は、翌営業日となります。

※認定こども園、小規模保育事業所は、園での徴収となりますので、各園にご確認ください。

## ●病気になった時の保育

Q.子どもが病気の時はどうしたらいいですか？

A. 感染拡大予防の観点から、お預かりが難しい場合があります。

お子さんの安静の確保と感染症拡大予防の観点から、保育所等での保育・集団生活が難しい場合があり、自宅での保育が困難な場合は、「病児病後児保育室アンファン」等をご利用ください。

※事前に利用登録が必要です。

【アンファン】 行橋市東大橋二丁目9番1号(行橋京都メディカルセンター2F)  
TEL: 0930-25-7701

## 2025年4月から 保育所等に入れなかったことを理由とする 育児休業給付金の支給対象期間延長手続きが変わります

2025年4月から育児休業給付金の支給期間延長手続きの際は保育所等の利用申込書の写しが必要となります。市区町村に保育所等の利用申し込みを行う際は、必ず申込書の写しをとって保管しておいてください。

詳しくは厚生労働所HPをご覧ください。→



## 7.重要なお知らせ

### ◆変更手続きについて

新年度の更新手続き以外の時期に申請内容に変更が生じた場合は、その都度申請が必要です。

必要書類等は園または市子ども支援課子ども未来係（市役所1階17番窓口）にあります。

また、子育て情報ポータルサイト「すくすくゆくはし」からもダウンロードできます。

《掲載場所検索方法》

すくすくゆくはし>目的でさがす>保育園・認定こども園・幼稚園>

令和7年度保育施設入所申込に必要な書類



### ◆退所していただく場合

次の場合は、退所していただくことがあります。

- 提出書類に虚偽の記載があるなど、不正行為が判明した場合
- 保育を必要とする事由が消滅した場合
- 原則1か月以上の登園が無い場合

### ◆転出した場合

保育所等に入所後に行橋市から転出した場合は、行橋市で退園手続きを行ってください。

転出後に継続して現在の園に通う場合は、転出先の市町村担当課でお手続きが必要です。

ただし、継続して通えるのは、原則その年度内（3月31日）までとなります。

その後の更新の申請を希望する場合は、お住まいの市町村担当課へご相談ください。

その際、行橋市のお子さんで待機があるなどの理由で、継続入所ができない場合がありますので、ご了承ください。

### ◆入所が保留となり、育児休業を延長する場合

兄姉が保育所等に在園している場合は、育児休業を延長したことが確認できる就労証明書を、再度ご提出ください。

保育所入所保留通知書は、入所対象月の利用調整が終了した後に送付しています。

育児休業の期間延長手続きなどの際の「保育が行われないことの証明」としてご利用をお考えの方は、まず、勤務先の育児休業の手続きを行う担当者にご確認ください。

育児休業手当延長等の手続きにつきましては、必ずご自身で手続きや期限等をご確認ください。

入所申請日より過去の内容の通知書は発行できません。

お問い合わせは

## 行橋市 子ども支援課 子ども未来係

〒824-8601 行橋市中央一丁目1番1号

行橋市役所 西棟1階 ⑰番窓口

TEL 0930-25-3988（直通）

080-3365-6469（子ども支援課公用携帯）

受付時間 平日8時30分～17時

行橋市子育て情報ポータルサイト



入園に関する情報などは  
子育て情報ポータルサイト  
「すくすくゆくはし」を  
ご覧ください。

